

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2022 FEB (Vol.58)

CONTENTS

海外拠点ニュース シンガポールでの日本製品の現状	2
株式会社中国銀行 シンガポール駐在員事務所	2
新興国ニュース 第58回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	4
【2021年度確定申告】＜インドネシア＞	9
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 米国公認会計士 加藤 豪氏	9
タイ労働関連判例のご紹介	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	11
超過利潤税と特別自主開示プログラム＜マレーシア＞	12
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) Managing Director	12
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	12
ベトナムの電子インボイス制度＜ベトナム＞	14
CaN International (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) マネージャー 久野 晃士氏	14
基本的な雇用ルールについて＜香港＞	16
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏	16
2021年期の財務報告は企業会計準則（新準則）の場合、新収益認識基準、新リース基準を適用＜中国＞ ...	18
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	18



株式会社 中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20 TEL: 086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

シンガポールでの日本製品の現状

株式会社中国銀行 シンガポール駐在員事務所

海外に進出する企業といえば、以前は安価な調達先を求めての進出がほとんどでしたが、現在ではむしろ自社商品の新たな市場・販路を求めて進出を検討する企業が多く見受けられるようになりました。

今回はそのような日本製品の海外での販路について、シンガポールを例に東南アジアの現状と今後の可能性について解説します。

1. 日本が好きな東南アジアの人々

シンガポールをはじめとする東南アジアの人々は第二次世界大戦等の過去の経緯にもかかわらず総じて日本好きです。

現在は往来が一時的に停止されていますが、コロナ以前は面談した外国銀行の担当者から利用したタクシーの運転手に至るさまざまな人々が、頻繁に日本に旅行していることを大変うれしそうに話してくれていました。

また、現地の日本食レストランや日系スーパーも日本人駐在員だけでなく、多くの現地の人々が日常的に利用しています。

2. シンガポールでの日本製品

現在のシンガポールでは、これまで以上にほんとうにいたるところに日本食レストランや居酒屋が立ち並び、いつでも本場と変わらない日本食を味わうことができます。わたくしもよく利用していますがいつも多くの現地の人々で賑わっています。料理のクオリティーも高く、日本人の友人との会食ではいつも「日本で食事をしていると錯覚してしまう」と話題になるほどです。

また、現地スーパーには日本食材コーナーが常設しており、古くからある日系デパートの地下食品売り場や日系高級スーパーとあわせ、種類はそ

れほど豊富ではありませんが、日常的に日本食材や日用品を手に入れることができます。こちらも日本人駐在員だけでなく多くの現地の人々に日常的に利用されています。

加えて、近年東南アジア全体で積極的に店舗展開を行っている日本有数の100円ショップやディスカウントストアが、シンガポールにおいても各地のショッピングモールに数多くの出店しており、これまで以上に数多くの日本食材や日用品がより身近な存在になってきています。

【日本食レストラン】



【現地スーパーの日本食材コーナー】



3. 今後の可能性

それでは、既にこれだけ日本食材や日用品、日本食、日本への旅行が一般的になっているのであれば、日本製品に対してこれ以上の需要は期待できないのではないかと思われるかもしれませんが、たしかにスーパー等で普通に手に入る商材や、ポピュラーな食事、東京や京都、北海道などの有名

観光地は既に東南アジアにおいてもある程度の所得層の間では一般的であるといえます。

しかしながら、まだ日本においても比較的ニッチでマイナーな商材が多い地域資源や地方観光地について詳しい人々はまだまだ少なく、そこに新たな需要の可能性があるのではないのでしょうか。加えてコロナ禍による生活様式の変更も追い風になる可能性があります。前述の通り頻繁に日本に旅行していた現地の人々もコロナ禍による渡航制限により2年以上日本も含め海外旅行に行くことができない状況が続いています。そういった状況下でせめて旅行気分だけでも味わいたいとの気持ちから、日本のお土産を現地で販売してほしいとの要望が数多くあるとの声も聞こえてきます。

また、シンガポールをはじめとする東南アジアでは自宅で料理を作ったりお酒を飲んだりすることがほとんどない外食文化ですが、コロナ禍による外出禁止や飲食や飲酒の活動制限が続いたため、日本では当たり前なのいわゆる「宅飲み」文化が徐々に広がりつつあり新たな市場として期待できます。

ただし前述のように日本産品が日常的に手に入る現在、以前のように日本産品であれば高額でも売れるという時代は過ぎ去っており、既往商品との差別化や現地のニーズに合わせた強みのアピールといった競争戦略がなければ、日本国内同様に単なる価格競争に陥ってしまうという厳しい現実が待ち受けています。

しかしながら他とは違うニッチでマイナーな地域資源には、前述のような差別化やマーケティングの必要性はありますが、十分に販路拡大のチャンスはあるのではないのでしょうか。

4. まとめ

シュリンクする日本市場は地方経済の活性化にとって避けることのできない課題です。そういったなかで海外での販路拡大はさまざまな課題や検討すべき点はあるものの、地域の企業にとっては

数少ないトップライン向上策の一つであるといえるのではないのでしょうか。

弊行ではシンガポールの専門家と提携して、若年層をターゲットとした現地繁華街の新設ショッピングモールにあるテストマーケティング専用店舗において半年間程度実際に商品を販売し現地ニーズや販売可能性を探っていただく、テストマーケティングのサポートを行っており、これまでも数社のお取引先さまにご活用いただいております。

ぜひ、地理的近接性だけでなく市場規模や所得水準の向上が見込め、日本との親和性も高い東南アジア市場での販路拡大の可能性を、まずは「東南アジアのショーケース」といわれているシンガポールでのテストマーケティングで検討してみませんか。弊行といたしましても全力でサポートさせていただきます。

【提携先のテストマーケティング専用店舗】



シンガポール駐在員事務所

所在地：

16 Collyer Quay, #23-03 ,

Singapore 049318

TEL : +65-6536-7757

FAX : +65-6536-7767

新興国ニュース

第58回

海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド・カンボジア・ミャンマーの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～インド～

【2021年財政法に関する規定の追加について】

2021年12月21日、GST Notification No. 38/2021 および No. 39/2021 にて Finance Act, 2021 (2021年財政法) に関する規定の追加について通知が行われました。

1. Section 16 に基づく Income tax credit (仕入税額控除) の適用に関する追加条件

下記 Section 16 (2) Sub-clause (aa) が、CGST 法 Clause (a) に追記されました。

Sub-Clause (aa)

Clause (a) に記載の Invoice もしくは Debit note の詳細は、物品・サービスの提供者により Statement of Outward Supply (GSTR-1) にて申告されたもので、かつ Section 37 に基づく特定の方法で同 Invoice もしくは Debit note の受領者へ受け渡されたものである。

改正による影響

上記改正につき、物品・サービスの受領者は、同物品・サービスの提供が GSTR-1 (仮受 GST の申告) にて提供者により申告された後、受領者の GSTR-2A/2B (仮払 GST の申告) にて反映された場合のみ、同物品・サービスに関して仕入税額控除の適用を受けることができるようになります。

よって、かつて CGST Rules, 2017 Rule 36 (4)

に基づいて適用を受けることができた 5% の暫定仕入税額控除 (仮払 GST の申告を必要とせずに利用できる仕入税額控除) は無効になります。

2. “Self-assessed tax” (「自己申告」) の範囲について、物品・サービスの提供者側にて GSTR-1 において申告されているが、受領者側にて GSTR-3B において申告納付されていないケースの追加

CGST Act Section 75(12) では、下記説明が追記されました。

説明 - 同 Sub-section の目的に関して、「自己申告」は Section 37 (仮受 GST の申告に関する項目) に基づき申告されているが、Section 39 (仮受 GST および仮払 GST の最終的な申告に関する項目) に基づき申告されていない未払税金を含むものとする。

改正による影響

上記説明の追記は、物品・サービスの提供者側にて GSTR-1 において申告されているが、受領者側にて GSTR-3B において申告納付されていないケースにおいて当該取引について税務当局側の徴収請求権を明確化することを目的とされています。GSTR-1 では申告された一方、GSTR-3B で申告納付されないという不正行為の抑制が期待されています。

3. 同組織内でのサービス提供・受領は、CGST 法, 2017 Section 7 に基づき物品・サービスの提供として扱われる

2017年7月1日より施行された CGST 法 Section 7 (aa) が、以下の通り改正されました。

(aa) 個人を除く事業者による同組織の一員もしくは関係者への現金、繰延支払、またはその

他の有価約因を目的とした活動もしくは取引

さらに、2021年財政法 Section 122 より CGST 法 Schedule II Paragraph 7 は消去され、また同組織一員への販売が遡及的に課税されるように2017年7月1日より消去されていたというように改正されました。

4. CGST Act, 2017 Section 129 における各種改正

2021年財政法 Section 117 によって、CGST Section 129 に各種改正が行われました。

(a) 輸送および輸送中の物品の留置に関する Section 129 は、法律に規定される適切な文書なくして輸送車の走行をした場合、税額の200%に等しい罰金の徴収を行うように改正されました。

さらに、被査定者が不服申立てを望む場合は同法 Section 107 に基づく最初の不服申立て手続きにおいて、上記罰金の25%の支払いが求められます。

(b) CGST Act Section 129 (3) は、物品を留置あるいは没収をする役人は7日以内に留置あるいは没収について通知書を発行する必要がある、支払うべき罰金の特定後、同通知より7日以内に指令を行う必要があります。

改正の導入前では、役人が Section 129(3) に基づき通知書を発行し、通知を行う期間に関する提示がありませんでした。

(c) Section 129 (6) は、Sub-section (3) に基づく通知の写しを受領後、物品の輸送車あるいは所有者が15日以内に Sub-section (1) に基づく罰金額の支払いを行わない場合、留置もしくは没収された物品あるいは輸送は、売却もしくは破棄されると改正されました。

改正前では、物品の輸送者は留置あるいは没

収より14日以内に税金あるいは罰金の支払いを求められるとされていました。

(d) Section 129 (6) に基づく規定では、輸送者により Sub-section (3) に基づく罰金あるいは10万ルピー、どちらか低い金額を支払うことで輸送が認められることとなります。

以前は、留置に関して輸送のみ（物品を除く）における GST 法に基づく規定はありませんでした。

5. 2022年1月1日より施行されるアドハー認証の必須条件

Rule 10B: 登録者のアドハー認証は、下記場合に必要となる。

- Rule 23 に基づき FORM GST REG-21 にて登録解除の撤回を申請する場合
- Rule 89 に基づき FORM RFD-01 にて還付申請をする場合
- Rule 96 に基づき輸出取引における IGST の還付申請する場合

英語版は[こちら](#)から:

～カンボジア～

【2022年度のQuota申請期限の延長！】

2021年12月1日、カンボジア労働職業訓練省 (MLVT) は、2022年度の外国人従業員割当申請 (Quota) の期限延長に関する通知を発行しました。

*参考: 通達 58 号 (Notification 058/21)

本通知により、MLVT は、2022年度のQuotaの申請期限を本来の期限から2か月後に当たる2022年1月31日まで延期することとなりました。

Quota とは、現地労働者や外国人労働者の給与

や職務内容などの情報を添付しカンボジア労働省に申請するものに当たります。毎年、申請すべき期間は労働省により告知されますが、例年は前年の9月から11月までの間が指定されます。

また、今回は本申請期限が2022年1月末まで延長された形となります。

加えて、外国人従業員を雇用している投資家や企業、組織は、オンラインシステムにおいて外国人従業員の雇用に関するQuota申請を行わなければならないと規定されています。

*省令第352号第2条

Quotaの申請から承認を得るまでに通常数週間要することから、現在、組織が外国人を雇用している場合（或いは2022年に雇用する予定の場合）は、2022年度のQuota申請を取り急ぎ進めることを推奨致します。

申請提出遅延の場合には、MLVTより最大252万里エル（約630米ドル）、或いは管轄裁判所から最大360万里エル（約900米ドル）の罰金が科せられることとなります。

Quotaに関する正当かつ有効な承認のない場合、企業は、2022年に度外国人スタッフに代わって外国人労働許可を申請することが不可となります。

したがって、カンボジア労働法へのさらなる違反が発生し、影響を受ける企業や組織にさらに重い罰金や制裁が課される可能性があるため留意が必要となります。

～ミャンマー～

【新規公表の規制等】

《1. 国境貿易用通貨》

情報省、および投資・対外経済関係省は12月22日、共同で声明を発し、2022年初か

ら、国境貿易の決済通貨として、中国元を公式に認めることを発表しました。同じ趣旨の通達（Notification No. 48/2021）が12月14日、中央銀行からも出ており、各銀行は外貨の取り扱い（輸出から3か月以内の入金、入金から30日以内のチャット転など）を遵守することになります。

中国との国境貿易はコロナ、政治不安の発生後、著しく停滞していますが、コロナ感染状況の安定化を経て、国境検問所も再開されることが決まり、有力な貿易相手国の一つである中国との決済通貨に相手国の通貨を許容した格好です。

中国元は10月中旬、日本円と共に国内で両替可能な通貨として認可されており、これを許容することで、USDの流出を抑える意図があると思われる。

《2. 原材料、機材機器の輸入》

2021年12月15日より、「酒類、タバコの製造にかかわる物資、車両の取り付け、商業用砂糖」を除く原材料、機材、機器の輸入に際して、MICおよび国家地域投資委員会の発行するエンドースメントまたは営業許可に基づいて活動しているという条件で、MICの認可

（Recommendation）を取得することなく、税関当局に直接輸入申請することができることになりました。

《3. 法人所得税の前納規則》

税務局IRDの2021年11月の通達（No. 389/2021）により、2022年1月期以降に発生する法人所得税の前納金額について、原則として前年度の利益額を基準にして前納するという、新たな規則が設けられました。

2021年10月から2022年3月までの会計年度は、移行期間として半年という短い期

間になっていますが、法人所得税率は従来の25%から22%まで軽減されることが決まっています。

一方、この法人所得税は四半期毎の前納が義務付けられており、これまでは四半期毎の利益額から計算して、同四半期の翌月10日までに、法人所得税を納付するという制度になっていました。

今回、この法人所得税前納に関して、前年度1年間の課税所得全体に税率をかけ、これに25%をかけて4分の1にしたものに、税率をかけて納税額を算定する方式が導入されました。

前年度とあまり変わらない利益額が見込まれる事業体にとっては、計算が簡便になり、また税務局側では四半期毎に安定した収益が見込まれるということになりますが、実際にはそのような安定した利益額を出す事業体ばかりではないことから、本通達でも以下4つの例外が想定されています：

- イ) 当期の法人所得税額が前年度に比べて低い場合
- ロ) 当期に法人所得税納付の義務がない、または純損失を計上する場合
- ハ) 当期に納付される源泉所得税額、輸出・輸入時に前払いする税額が、前年度に比べて著しく低い場合
- ニ) 当期の法人所得税額が前年度の納税額を超過する場合

以上の場合には、当局にレターを提出して異なる税額で法人所得税の前納を行うことになります。

また、今年度に事業を開始したばかりであるなど、前年度の課税所得が不明な場合は、従前

の通り当該年度の課税所得額に基づいて前納金額を算定することとなっています。

【雇用の課題増加】

コロナおよび政治不安の影響で、従業員数を削減する企業が増えています。

また、場合によってはミャンマー拠点自体やミャンマー国内でビジネスパートナーとして活動していた現地企業が閉鎖することになり、スタッフの解雇が必要になるという事例が頻発しています。

一時的にも撤退すると決めれば、その手続きはある程度確定されており、税務上の義務もしっかり完了して（＝タックスクリアランスレターが発行されます）いれば、状況が改善し次第再度進出することも難しくはありません。

しかし、現地側のビジネスは完全に停止してしまうため、提携先との関係や進行中の案件、納品済みの製品のメンテナンス等、諸所人手が必要になるケースが多く出てきています。

こうした場合、どのように現地ビジネス要員を維持・確保していくか、という課題として、この問題は顕在化しつつあります。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【2021 年度確定申告】

<インドネシア>

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

米国公認会計士

加藤 豪氏

今年も確定申告の時期になりましたので、今回は個人確定申告についてみていきたいと思えます。

課税期間は1月1日から12月31日までの暦年で計算します。3月31日までが期日です。申告する所得について、総支給額を使うか、社会保険料等を控除した手取り額を使うか、というご質問をよく頂きますが、社会保険料等は、本来は個人のベネフィットであり、代わりに会社が支払っているだけです。社会保険料を控除する前の総支給額を使うこととなります。

<課税方式>

国際的な個人所得課税の方式は、A. 国内源泉所得課税方式 B. 全世界所得課税法方式の2種類があります。

Aの方式では、国内に源泉のある所得のみが申告・課税対象となります。ここでいう「源泉」は、英語では「ソース」にあたり、その所得がどこの国に起因しているかが重要になってきます。例えば給与の実際の支払い場所がインドネシアであっても、専ら日本にある法人のために働いて得た所得は、日本国内源泉所得、ということになります。Aの方式はシンガポールなどで採用されています。

Bの方式では、国内源泉所得のみならず、国外源泉所得も含めて申告・課税を行う制度です。こちらのほうがメジャーで、インドネシアでも全世界所得課税方式を取っていますので、日本側で支給された給与も合算して申告をすることになります。

Bの全世界所得課税方式では、場合によっては2重課税が発生することがあります。たとえば、日本の法人の役員報酬は、仮に日本の非居住者で、インドネシアに居住を置いている場合にも、日本で課税されます。これは、役員という地位の特殊性を考えたルールで、役員は全世界どこにいても、意思決定・業務執行が可能であると考えられるからです。この場合、インドネシアでも全世界所得課税がされるため、日本とインドネシアで2重で課税されてしまうこととなります。

そこで、国家間で締結される租税条約において、こうした2重課税は排除されることとなりますが、2重課税の排除の方法も大まかに分けて2つあり、①免税制度と②外国税額控除制度があります。①免税制度は、そもそも課税されない所得を定めておく制度であり、上記の例でいえば、日本で課税済みの役員報酬は申告しなくてよい、と定めている国などが該当します。一方で②外国税額控除制度は、いったん全世界所得を合算申告して計算しますが、外国で納税済みの額を、控除できる制度です。インドネシアでは外国税額控除制度を採用しているため、前述の例の場合、役員報酬であってもいったん合算申告したうえで、日本で納税済みの所得税を控除する計算をすることになります。

<インドネシアでの確定申告対象者>

インドネシアでは、居住者全員が確定申告対象者になります。仮に外国で受け取っている給与がなく、0申告となる予定でも申告自体は済ませておく必要があります。なお、オムニバス法細則において、6カ月以上のITAS（就労ビザ）の保持によって居住性が判断されることが明記されたので、1年のITASを保持しているにも関わらず、NPWP（納税者番号）を取得していないような場合は、速やかに取得・納税するのが安全です。

〈赴任初年度の処理〉

厳密には ITAS を取得した日から居住者になりますが、ITAS を取得してから NPWP 取得まで手続きに時間を要す場合があります。

全世界所得を計算する際に、どちらの国でも課税されないような空白期間が出ることは非常に問題です。日本側の人事部に、いつの分の給与から所得税が非課税になったのかをしっかりと確認しておくことが肝要です。

また、赴任初年度は、確定申告をオンラインですのための ID・パスワードを、税務署から取得しておく必要があります。手続き自体は通常即日で終わりますが、3月末に近くなると税務署が忙しくなって対応が遅くなることもありますので、遅くとも 2 月には取得しておくことが望ましいです。

〈デビットノートでの給与の立替精算について〉

日本側でも給与を受け取っている場合、日本分は本社が一旦給与を立替えて、後にインドネシア法人に立替請求をしてもらっている方もいらっしゃるのではないかと思います。こういったケースの場合、この立替分は最終的に全額インドネシア法人が負担することになりますので、本来は確定申告の際に初めて申告するのではなく、毎月の PPh21 の計算に含めて納税するのが正しいです。PPh21 の納税は、翌月 10 日ですので、タイムリーにデビットノートを請求してもらい、認識しておくことが必要となります。

◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディレクティブ/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ労働関連判例のご紹介

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は、AAP よりタイ労働関連の判例をご紹介します。

[タイトル：有期雇用契約の労働者の契約を更新しない場合の判決事例]

有期雇用契約の労働者が更新しない旨の通知を行う場合は、自主退職とみなされ、解雇ではない。

従業員は、雇用者との間に、2016年11月15日から2017年11月30日までの雇用契約を結んでいた。契約期間満了後、雇用者が従業員に補償金を支払わなかったため、従業員は、雇用者に対して90,000バーツと利息額を支払うように訴訟をした。雇用者は、従業員の業務が臨時的な性質であり、契約満了時に補償金を支払う義務はないと主張した。それに加え、契約満了前に、従業員は自ら雇用契約を更新しないと雇用者に電子メールを送付しており、雇用者は再雇用はしなかった。

第2地方労働裁判所は、契約には「会社は、雇用期間満了日前に契約を終了する権利があり、従業員は、それに対し不服なしに順守する意思があるものとする。」という記載があることを確認した。当該契約雇用期間が一定雇用期間があることにもかかわらず、雇用者は満了日前に契約を終了する権利を有するという記載があることで当該契約の雇用期間が不明瞭となっているため、雇用者は従業員の雇用終了にあたり（利息額を含めて）解雇補償金を支払わなければならないと判決を下した。

その判決に対し、雇用者は控訴した。特殊事件控訴裁判所は、当該雇用契約が正確な終了期間を規定していると認定した。しかし、第2地方

労働裁判所と同様に、雇用者が雇用期間満了の前に契約を終了する権利があると記載により契約期間は不明瞭であるとし、有期雇用契約とはみなせないと判断した。但し、従業員が自らマネージャーに宛てて「2017年11月30日に契約期間が満了したときに、雇用契約を更新し契約を継続する希望はない」旨の電子メールを送付したことにより、従業員が自主退職したケースに該当するとみなされ、雇用者が従業員の雇用を終了したとはみなされないと判断した。

したがって、特殊事件控訴裁判所は、雇用者は訴訟による補償金を支払う必要はないと判決を下し、第2地方労働裁判所の判決には同意せず、従業員の訴訟を却下した。

以上

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

超過利潤税と特別自主開示プログラム ＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- ・利益がRM1億を超える会社に超過利潤税 33%
- ・カスタム案件に特別自主開示プログラムが導入

＜超過利潤税＞

N子：加藤さん、本日も 2022 年度税制改正について、お話を宜しくお願い致します。

加藤：はい、分かりました。

N子：前は国外源泉所得に対する課税のお話でしたが、今日は？

加藤：はい。まず、超過利潤税についてお話しします。

N子：新しい税金ですか？

加藤：はい。

N子：なんか難しそうな名前の税金ですが、儲けすぎた会社に対する罰金ですか？

加藤：ハハハ。。 罰金って言うてしまうとキツイですが、実質そんな意味合いかな。。

N子：やっぱり。。

加藤：表向きは、コロナ禍でも大きな利益を出している企業に社会的負担を求めるといものなんです。

N子：なるほど。

加藤：具体的には、2022 賦課年度に 1 億リングを超える課税所得があった企業（中小企業を除く）に対して、1 回限りで 33%の法人税率が適用されるというものです。

N子：2022 年度、1 回きりなんですか？

加藤：そうです、そうです。

N子：じゃあ、我慢できますね。

加藤：そうですね。ちゅうか、なかなか 1 億リングを超える利益を出している日系企業はないと思います。。

N子：そらそうですね。

加藤：はい。ちなみに、皆さん既にお分かりだと思いますが、通常の法人税率は 24% ですね。

N子：はい。

加藤：あと、資本金が RM250 万以下（親会社や兄弟会社等も）で、年間売上高が RM5,000 万以下の企業は、税務上の中小企業（SME）に分類され、軽減税率 17% が適用されます。

N子：良いですね。

加藤：はい。但し、課税所得 RM600,000 まで法人税率 17% が適用され、それを超える部分は通常の 24% になります。

N子：なるほど。

加藤：今回の、この超過利潤税は、「Cukai Makmur」として知られる 1 回限りの特別税で、Covid-19 パンデミック期間中に高所得を生み出した企業（Micro SME および SME を除く）に課されますので、まとめると

- ・ 課税所得 1 億リングまで 24%
- ・ 課税所得 1 億リング超 33%

になります。

N子：なるほど、良く分かりました。

＜特別自主開示プログラム＞

加藤：次に、カスタムの特別自主開示プログラムです。

N子：これは、予算案発表前から加藤さんが注目されていたやつですね？

加藤：そうそう。本年度は、過去に例のない、事前のちよい出しがありましたからね。

N子：予算案発表前の予算編成方針「プレバジェット」でもアナウンスがありましたもんね。そこでも、本件は触れられていましたね。

加藤：はい。特別自主開示プログラムは、以前、所得税や法人税など直接税を管轄する内国歳入

庁（IRB）の管轄で行われましたが、今回は同様の制度を、売上税及びサービス税（SST）や輸入税など間接税を管轄するカスタムが主体となって実施するものです。

N子：なるほど。

加藤：SSTの徴収/納税が免除される場合も、企業は登録や申告等の手続きが必要となるケースがありますが、何ら手続きを踏まずに、免税になると思い込んでいる企業も少なくありません。

N子：はい。

加藤：次回、その実施時期等、詳細をご説明致します。

N子：宜しくお願い致します。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

ベトナムの電子インボイス制度 ＜ベトナム＞

CaN International (マイツグループ中国・アジア
進出支援機構メンバー)

マネージャー 久野 晃士氏

【ベトナムの電子インボイス制度】

ベトナムでは、2018年9月12日に発行された政令119/2018/ND-CP(以下「政令119号」という)により2020年11月1日までに電子インボイスに全て切り替わる予定でしたが、2020年10月19日に発行された政令123/2020/ND-CP(以下「政令123」という)により運用開始が2022年7月1日に延期されたとともに、電子インボイスの適用について明確化が図られました。

その後、2021年9月17日に、ベトナム政府より通達78/2021/TT-BTC(以下「通達78」)が発行され、政令123に基づく電子インボイスの強制適用が2022年7月1日から開始されることが改めて明示されています。

今回は、電子インボイスの概要と、政令123、および通達78により主に実務に影響する点について説明します。

1. インボイスとは

まずベトナムにおけるインボイスについて説明します。ベトナムでは、事業者が物品の販売や役務の提供を行う際に公式インボイスを発行する必要があります。元々薄い赤色の紙であったことから、レッドインボイスとも呼ばれています。レッドインボイスが無い場合や記載事項に不備がある場合には、購入者側の法人所得税の計算上、各費用が損金として認められず、また付加価値税(以下「VAT」という)の納税額の算出の際の仮払いVATとしても認められません。

インボイスの発行方法は、税務局から購入し発行する、もしくは自己で印刷するかの二択でした

が、2011年1月1日からは電子インボイスの発行、注文印刷インボイスの購入・発行も認められ、段階的に税務局からの購入は廃止されています。

通達78では、2022年7月1日前までに、同通達および政令123のガイドラインに基づいて企業のITインフラを整備し、電子インボイスに関する規定を整備するよう奨励しています。

2. 電子インボイスの特徴

電子インボイスは、既定のフォーマットで電子データの形式(xml形式)で発行されます。電子メールなどによる送付や受取が可能であり、電子データのまま保管ができます。また、データベースとリンクすることにより、税務当局に情報が集約されると言われています。

3. 電子インボイスの発行方法

電子インボイスを発行する方法は、企業が電子インボイスのソフトウェアを購入して特定のパソコンにインストールして発行する方法と、電子インボイス専用のウェブサイトアクセスしてインボイスを発行する方法があります。

また、通達78により、電子インボイス発行の委任に関する規定が新設され、物品の販売または役務の提供をする企業は、電子インボイスの使用条件を備えている第三者に対して電子インボイスの発行を委任することが出来ることになりました。

4. インボイスの発行のタイミング

インボイスは、業務終了日か資金受領日のいずれか早い日にインボイスを発行しなければなりません。政令123により以下の改正がされています。

- ・技術設計、監督コンサルティング建設投資プロジェクトに関するアドバイザーサービス、会計・監査、税務、コンサルティングなどの一部の業種に限り、前受金等の資金受領日ではなく、

業務終了日にインボイスを発行することが可能となりました。

- ・電子インボイスを発行したタイミングと電子署名を行ったタイミングが異なる場合、税務申告は電子インボイスが発行されたタイミングをもとに VAT の税務申告における税額計算が行われることとなります。

5. インボイスの不備に対する処理

発行済みの電子インボイスや税務署に送付した電子インボイスに間違いがあった場合の処理について通達 78 により以下の取り扱いが明記されました。

- ・税務当局へ送付した電子インボイスに誤りがあり、税務当局からコードの再発行の指示や、修正または差替えを行う必要がある場合、修正が発生した時点での VAT の申告期限までにインボイス発行者が税務当局へ通知を送付します。
- ・発行した電子インボイスにインボイスの様式コードや、インボイスコードが抜けていたり、誤ったりしていた場合、インボイス発行者は修正を行い、キャンセルや差替えは行いません。
- ・電子インボイス上の価額に関する誤りについては、インボイス発行者は修正額に基づいて増額または減額修正をします。

6. インボイスに関する行政違反処分

政令 125/2020/ND-CP において、インボイスに関する行政違反処分は以下の通り規定されています。

- ・インボイスに関する行政処分の最高額：組織の場合は 1 億ドン、個人の場合は 5000 万ドン

- ・期限を過ぎた電子インボイスのデータの変更：最大 2,000 万ドン

- ・期限を過ぎたインボイス廃棄：最大 800 万ドン



CaN International Group

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

URL : <http://www.caninternational.co/>

問合せ先: info@caninternational.co

【ベトナムオフィス】

所在地：31F, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist.1, HCMC

TEL : +84 28-3910-7424

【東京オフィス】

所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 第一稲村ビル 7 階

TEL : 03-6661-1163

CaN International は、クロスボーダーの経営課題を解決する国際会計事務所です。

現在、東京、シンガポール、中国、香港、タイ、ベトナムに自社拠点を有し、その他の国では提携先と協力しながら、日系企業の海外進出、クロスボーダーM&A、国際税務、現地での各種支援サービスをワンストップで提供しています。

基本的な雇用ルールについて ＜香港＞

香港マイツビジネスコンサルティング
米国公認会計士 宮本 一氏

香港政府統計局は2021年10月～12月までの3か月間の失業率が3.9%で、9月～11月までの3か月間の4.1%から改善したと発表しました。ほとんどの業界において失業率が改善し、特に建設業、小売業、宿泊や飲食などのサービス業、そして教育関係において顕著だったということです。今回の結果は新型コロナウイルスの影響が比較的少なかった昨年末3ヶ月の統計だったため、今後の失業率については多少なりとも第5波の影響を受けそうです。ゼロコロナ政策を続けていた香港も2022年1月頭から域内感染者が急増し、現在も各地で大小規模のクラスターが発生していることから、春節を目前に、飲食店は夜間の店内飲食禁止（午後6時以降）など営業制限を延長され、年末恒例の花市の中止や、黄大仙の年明け三箇日の開放が取りやめになるなど、各種イベントも自粛傾向にあります。

この2年余り、新型コロナウイルスの流行による環境の変化から、労働環境も左右されてきました。在宅ワークも今や一般的となってきましたが、雇用契約は今の労働環境の実態に合っているでしょうか。トラブル回避のためにも、雇用契約について見直してみましょう。

一般に香港で従業員を雇用する際、雇用契約書（Employment Agreement）を取り交わします。多くの企業においてはさらに就業規則（Employment Handbook）も制定します。

＜雇用契約書（Employment Agreement）＞

雇用契約そのものは雇用主と従業員双方の合意があれば口頭でも契約として成立しますが、言

った言わないの誤解や解釈の微妙な差などトラブルを回避するためにも一般的に雇用契約は書面で取り交わします。雇用契約書は通常、雇用主が作成し原本を2部用意します。従業員がサインし1部は雇用主、1部は従業員が保管します。雇用主が雇用条件を変更する際は、従業員に書面で通知し同意を得る必要があります。従業員が同意していない場合その変更は無効となります。

＜就業規則（Employment Hand Book）＞

就業規則の作成は義務ではありませんが、雇用契約書同様にトラブルを未然に防ぐため下記のような項目について細かく記載し取り交わしておくことが望ましいでしょう。

- ・勤務時間
- ・給与
- ・賞与・ダブルペイ
- ・有給休暇・産休・その他休暇
- ・試用期間
- ・退職、解雇
- ・福利厚生（MPF・保険）
- ・悪天候時の対応
- ・服務規程
- ・個人情報保護

香港に限らず海外では契約重視ですので、例えば勤務時間が9時～18時と定められている以上、日本の慣習のように朝は少し早めに来て席に着くよう要求したり、18時になってすぐ退社する従業員を非難したりすると、捉えようによっては契約違反となります。また、昨今ではSNSを通じた社内情報の漏洩、社内設備の写真や動画の流出も起こりうることから、IT関連についても細かく制定しておく和良好的で良いでしょう。わざわざ書かなくても常識的な大人なら分かっているだろうと思っても、いざトラブルとなった時には明確に書面に書いてあるかどうか重要です。

<雇用法 (Employment Ordinance) >

日本の労働基準法にあたるのが香港の「雇用法」です。賃金、法定休日、有給休暇、出産休暇、各種手当など就労に関する基本的な決まりが記されています。正社員、契約社員、パートなど雇用形態を問わず、同一雇用主のもとで週 18 時間以上、4 週間以上継続して労働している従業員が対象となります。雇用法に記されている内容は主に下記のようなものです。

- ・最低賃金についての規定は、現在 HKD37.5 円/時です。また、雇用主は給与の締め日から 7 日以内に給与を支給しなければなりません。
- ・試用期間は最低 1 か月です。雇用契約により 3 ヶ月や 6 か月と定め、試用期間中であれば解除通知なく雇用終了が可能です。
- ・雇用主は 7 日のうち 1 日は休日とする必要があります。有給休暇は雇用 1 年後から 7 日間が付与され、さらに翌年から 1 年ごとに 1 日が追加されます。最長は 14 日間まで付与され、前年に残った有給休暇は翌年に持越してきますが翌翌年まで持越しはできません。
- ・病欠 (Sick Leave) は有給で、入社初年度に毎月 2 日間、翌年以降は毎月 4 日間、最大 120 日まで付与されます。雇用法では 4 日間以上連続で欠勤した場合、医師の診断書があればその期間が有給 (過去 1 年の平均給与の 80%) となります。ただ実際に多くの企業では 4 日間連続ではなくとも、医師の診断書を提出すれば病欠 (Sick Leave) 扱いで有給処理しています。企業によっては医師の診断書がなくても体調不良を理由に休んだ場合、病欠 (Sick Leave) として扱ったりもします。
- ・産休休暇は出産前後の 10 週間が定められており、必要であればさらに 4 週間付与されます。出産まで 40 週間雇用されていた場合、過去 1 年

の平均給与の 80% が支払われます。出産までの継続雇用が 4 週間未満の場合は無給です。

<新型コロナの影響>

香港の雇用法には、新型コロナウイルスに関する規定は今のところありません。従業員や同居家族に高熱など体調不良が見られる場合、或いは新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者となったりした場合の対応、休業やその間の保障について、また在宅ワークによる各種手当の取り扱い、在宅勤務中の労災の適用範囲など、今の労働環境に合わせて各企業であらかじめ対応を検討し、社内ルールを明確にしましょう。そして従業員の同意を得た上で就業規則の内容を変更、共有しておかれる事をおすすめ致します。

ご不明点があれば、弊社までお気軽にお問い合わせください。専門家が対応させていただきます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

2021 年期の財務報告は、 企業会計準則（新準則）の場合 新収益認識基準、新リース基準を適用

～企業会計準則を適用する全ての中国現地法人（非上場企業を含む）では、これらの新基準を導入済みであり、特に連結対象子会社の場合、注意を要します～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

前期の会計年度（2021 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）が終了し、随時、日本本社も同期の財務報告を入手されるかと思えます。中国の会計制度のうち、企業会計準則（以下“新準則”と表記）は基本準則ⁱの下、42 の具体準則ⁱⁱがあります。そのうち、改正新準則第 14 号 - 収入（以下“新収益認識基準”と表記）ⁱⁱⁱと改正新準則第 21 号 - リース（以下“新リース基準”と表記）^{iv}が 2021 年 1 月より全面適用された為、新準則を採用する全ての中国企業（非上場企業を含む）が、これら新基準の対象となりました。

新収益認識基準と新リース基準は、それぞれ国際財務報告基準（IFRS）第 15 号及び同第 16 号とほぼ同様の規定となっており、新準則を適用する非上場現地法人など、前年が初年度適用であれば、前期は従来とは会計処理や財務報告書の表示も大きく異なります。

従い、本稿では新リース基準を中心に留意事項を含め、説明します。

1. 新リース基準の対象範囲

新リース基準は 2018 年 12 月 13 日に公布され、新準則を採用する企業において、以下のスケジュールで適用されました。早期適用も許容され一部の企業では 2021 年以前に適用済ですが、新準則を採用する日系企業の殆どは、前期が初年度の適用となっています。

対象企業	強制適用開始日
✓ 中国国内外の上場企業 ✓ 中国国外で上場して IFRS で財務諸表を作成している企業	2019 年 1 月 1 日 (IFRS 第 16 号と同じ=👉)
✓ 中国国内の上場会社 ✓ 中国国内の非上場企業	2021 年 1 月 1 日

2. 新リース基準の概要

(1) 新旧リース基準の変更点

現地法人は一般的にはリースの借り手（レシー）となる為、以下の通り、借り手の処理を説明します。

旧基準：リース契約をファイナンスリースとオペレーティングリースに分類する

- ✓ ファイナンスリース：(B/S 上) オンバランス処理
→B/S でリース資産とリース負債を計上し、P/L でリース資産の減価償却費と利息費用を計上
- ✓ オペレーティングリース：(B/S 上) オフバランス処理→支払いリース料を期間費用として計上するのみ



▶ 新基準：ファイナンスリースとオペレーティングリースに分類しない

- ✓ 原則としていずれのリースであっても、オンバランス処理
→B/S で使用権資産（すなわちリース資産）とリース負債を計上し、P/L では使用権資産の減価償却費とリース負債の利息費用を計上
- *但し、短期（12 か月を超えない）、価値が低く少額の資産などではオフバランス処理が容認されます。
Ex. レンタルのプリンターなどオフィス機器や会社の借上げ社宅等^v

(2) “実質リース”に要注意！

新リース基準では、前述の通り IFRS 第 16 号を踏襲し、“リース契約”を締結していなくとも、①一定期間、②特定された資産に対して、③借り手が資産の使用権を支配している、との 3 つの条件を同時に充足する場合にも、“実質的なリース”としてオンバランス処理が求められ、注意を要します^{vi}。例えば、自社製品専用の運搬契約や自社専用のサーバー利用契約等が挙げられます^{vii}が、この“実質リース”に該当するか否かは、現地法人の監査人など専門家とよくご相談ください。

3. 留意事項

まず、繰り返しになりますが、新リース基準(及び新収益認識基準)は新準則の適用企業が対象となる為、企業会計制度や小企業会計準則を適用する現地法人は本改正の対象外です。

もし、現地法人が連結対象子会社であり既に連結パッケージを IFRS に準拠し作成する場合、IFRS 第 16 号等への移行時に会計処理方針や影響等を検討済と考えられますが、新準則の新リース基準と IFRS 第 16 号との適用開始時期が異なる場合、原則、使用権資産の初期認識金額等が異なるなど一定の留意が必要です。

一方、現在のところ、日本基準では IFRS 第 16 号に準拠した新リース基準は強制適用にならず、親会社が日本基準を採用する場合、親会社はオフバランス、連結対象子会社の現地法人はオンバランスで処理する状況も想定されます。従い、(既に現時点では日本本社の監査人と会計処理方針等を検討・確定済とは思われますが、)もし未検討の場合、これまで親会社の連結上ではオフバランス処理されていた項目においても、中国現地法人の重要性の観点等から、連結上、オンバランス処理などの検討の生じる可能性が考えられます。

また、親会社の連結対象子会社ではないケース

も注意が必要です。上海マイツ会計師事務所によるアドバイザーでは、前期においても現地法人に対して、新リース基準(及び新収益認識基準)に則った処理を指導している通り、新準則に則った結果の新リース基準(及び新収益認識基準)の影響を再度確認される必要があります。

従い、もし現地法人が既に当該改正内容に対応済か否かを日本本社が把握していない場合では、現地法人の財務報告には特に注意を払うべきでしょう。

- ⁱ 基本準則の詳細は財政部令第 33 号及び同 76 号(基本準則(2014))は、財政部会計準則委員会 HP 上の下記 URL の通り。
URL:<https://www.casc.org.cn/2018/0815/202817.shtml>
<https://www.casc.org.cn/2018/0815/202818.shtml>
- ⁱⁱ 具体準則の URL は右記の通り。
URL:<https://www.casc.org.cn/qykjzz/1.shtml>
- ⁱⁱⁱ 新収益認識基準(第 14 号)の原文 URL は右記の通り。
URL :
<https://www.casc.org.cn/2018/0815/202799.shtml>
- ^{iv} 新リース基準(第 21 号)の原文 URL は右記の通り。
URL :
<https://www.casc.org.cn/2018/0815/202790.shtml>
- ^v 詳細は上海通信 2021 年 11 月号を参照のこと。
- ^{vi} 詳細は、新リース基準(第 5 条)、及び「新準則第 21 号リース 応用指南 2019」(四 リースの識別)を参照のこと。
- ^{vii} リース資産としての認識要否の判断基準の事例は、「新準則第 21 号リース 応用指南 2019」(四 リースの識別)を参照のこと。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】 : <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、

その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。